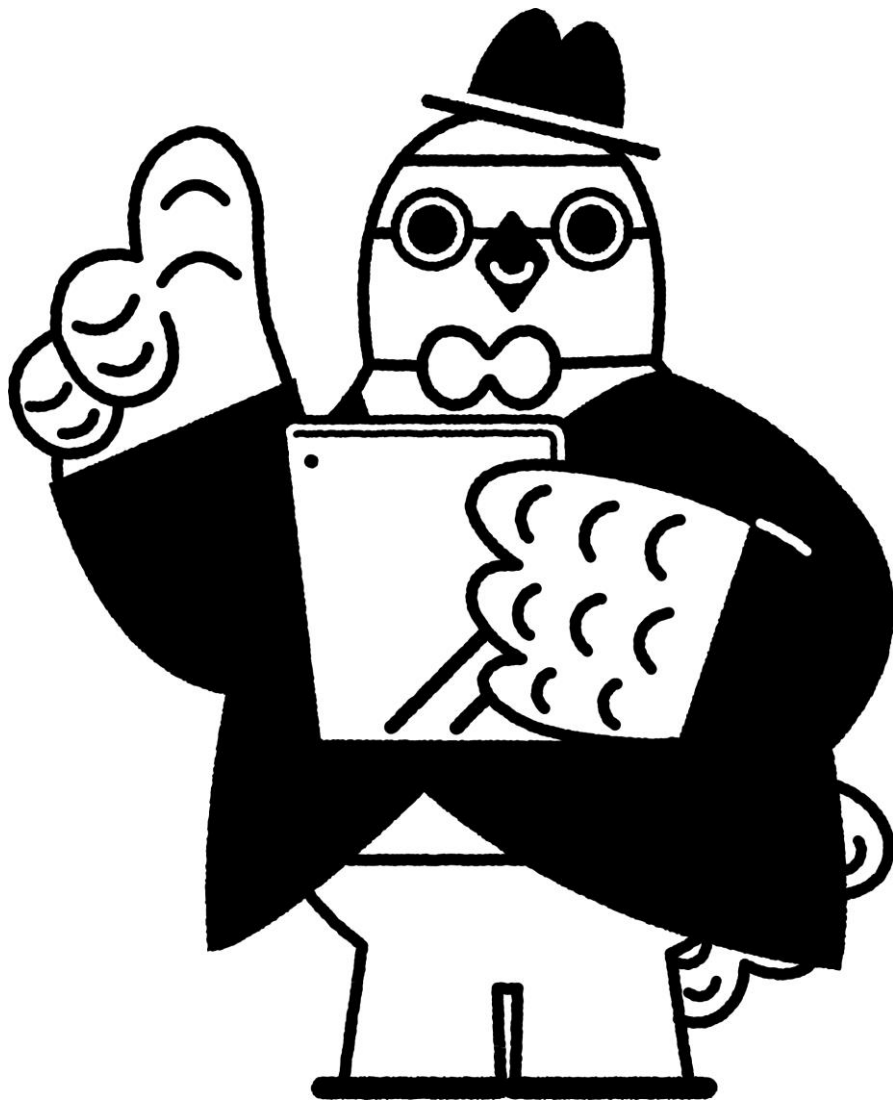

障がい者福祉のしおり



守谷市イメージキャラクター こじゅまる

令和 8 年 4 月

はじめに

このしおりは、令和8年4月1日現在で作成したものです。

掲載されている各種制度に改正や追加が行われた場合は、その都度「広報もりや」等にてお知らせいたします。

また、このしおりは、市ホームページにも掲載しております。

障がい者福祉サービスは、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳等の交付又は難病に罹患されたと診断されることにより受けられます。このしおりの説明をお読みになってサービスの利用をお考えの際は、事前に市役所健幸長寿課やその他担当主管課及び関係機関にご相談ください。

なお、介護保険サービスを利用できる方は、障がい福祉サービスよりも介護保険サービスの利用が優先になる制度もありますのでご注意ください。（下記参照）

【参考】

満65歳以上の方及び満40歳から満64歳までの医療保険の加入者で下記の疾病が原因で日常の身辺処理などが困難になり、家族等の介助がなければ生活が困難な方で、介護保険により「要支援・要介護状態」にあると認定を受けた方は、介護保険法によるサービスを受けることができます。

《介護保険に関する問い合わせ先：市役所 介護福祉課》

- 初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体病等）
- 脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）
- 筋萎縮性側索硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）
- 脊髄小脳変性症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障がい
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等）
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 関節リウマチ
- 後縦靭帯骨化症
- 脊柱管狭窄症
- 骨粗しょう症による骨折
- 早老症（ウェルナー症候群等）
- 末期のがん

注：このしおりでは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と略しています。

目次

1	障がい程度別該当制度一覧表	1
2	障がい者手帳	3
	身体障がい者手帳	3
	療育手帳	4
	精神障がい者保健福祉手帳	5
3	障がい者の手当等	6
	障害基礎年金	6
	特別児童扶養手当	6
	特別障がい者手当	7
	障がい児福祉手当	7
	在宅障がい児福祉手当	7
	難病患者福祉手当	8
	心身障がい者扶養共済制度	8
4	医療費助成制度	9
	医療福祉制度（マル福制度）	9
	障がい認定による後期高齢者医療制度	9
	自立支援医療（更生医療）	10
	自立支援医療（育成医療）	10
	自立支援医療（精神通院医療）	10
	特定疾患（難病）医療の給付	11
	小児慢性特定疾病（小児の難病）医療の給付	11
5	補装具費の支給及び日常生活用具の給付	12
	補装具費の支給	12
	日常生活用具の給付	13
6	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス	19
	障がい福祉サービス	19
	障がい児通所支援	22
	地域相談支援	23
	市内の障がい福祉サービス・障がい児通所支援及び地域生活支援事業の提供事業所	23
	サービスを利用したときの費用	23

7	その他のサービス・制度	24
	訪問入浴サービス	24
	日中一時支援事業	24
	移動支援事業	24
	意思疎通支援事業	24
	緊急通報システム「NET119」	25
	自動車改造費の助成	25
	自動車運転免許取得費の助成	25
	生活福祉資金の貸付	25
	身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）給付	26
	人工肛門ストマ用装具支給事業（茨城県事業）	26
	更生訓練費の支給	26
	就職支度金の支給	27
8	さまざまな交通機関の割引制度	28
	JR旅客運賃の割引	28
	県内バス（路線）運賃の割引	28
	タクシー料金の割引	29
	タクシー料金の助成（福祉タクシー券）	29
	有料道路通行料金の割引	29
	国内航空運賃の割引	30
	大洗カーフェリー運賃の割引	30
	つくばエクスプレス旅客運賃の割引	30
	守谷市コミュニティバス（モコバス）運賃の免除	31
	守谷市デマンド乗合交通	31
9	税の減免等	32
	所得税・市県民税の所得控除	32
	市県民税の非課税	32
	相続税の障害者控除	33
	贈与税の非課税	33
	預貯金等の利子の非課税	33
	個人事業税の減免等	33
	自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税の減免	33
10	その他の福祉	35
	いばらき身障者等用駐車場利用証制度	35
	ヘルプマーク・ヘルプカードの交付	35
	避難行動要支援者登録制度	35
	利用料が免除される県の都市公園施設	36

NHK受信料の減免	36
NTT番号案内の無料化	36
住民票等証明書の手数料免除	37
駐車禁止除外車の指定	37
身体障害者結婚相談所	37
郵便料金の免除	37
郵便による投票	38
携帯電話基本料金等の割引	38
「いこいの郷 常総」の利用料金の割引	38

11 主な相談の窓口 39

各種相談機関	39
障がい者虐待防止センター	40

12 相談制度 41

民生委員・児童委員	41
身体障がい者・知的障がい者相談員	41
こどもの発達相談	41

13 スポーツ・文化 42

スポーツ大会	42
文化	42
機能回復訓練	42

14 障がい程度等級表 43

身体障がい者手帳障がい程度等級表	43
療育手帳の障がい程度の判定等	46
精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度の判定等	46

15 所在地一覧 47

○「障害」の「害」表記について

このしおりは、従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから「不快感」を抱く障がいのある人がいることに配慮するとともに、障がいのある人の人権を尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成につながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。ただし、法令名や法令上の規定及び既存の施設名等の固有名詞については、引き続き「害」の字で表記しています。

1. 障がい程度別該当制度一覧表

※年齢や所得など制限がある場合があります。

			障害基礎年金	特別児童扶養手当	特別障がい者手当	障がい児福祉手当	在宅障がい児福祉手当	難病患者福祉手当	扶養共済	医療費の助成(マル福制度)	更生・育成医療	自立支援医療(精神通院医療)	補装具費の支給	日常生活用具
掲載ページ			6	6	7	7	7	8	8	9	10	10	12	13
身体障がい者手帳	肢体不自由	1		○	△	○	○		○	○	○		○	○
		2	国	○	△	△	○		○	○	○		○	○
		3	民	○			○		○	△	○		○	△
		4	年	△			△			△	○		○	△
		5									○		○	△
		6									○		○	△
	視覚障がい	1	金	○	△	○	○		○	○	○		○	○
		2	法	○		△	○		○	○	○		○	○
		3	施	○			○		○	△	○		○	△
		4	行							△	○		○	△
		5									○		○	△
		6									○		○	△
	聴覚又は平衡機能障がい	2	令	○	△	△	○		○	○	○		○	○
		3	の	○			○		○	△	○		○	○
		4	障							△	○		○	△
		5									○		○	△
		6									○		○	△
														○
	音声言語そしゃく	3	害	△			○		○	△	○		○	○
		4	等	△			△			△	○		○	△
	内部障がい	1	級	△	△	○	○		○	○	○		△	○
		2	表	△			○		○	○	○			△
		3		△			○		○	○	○			△
		4		△			△			△	○			△
療育手帳	①	による	○	△	○	○		○	○				△	
	A		○		△	○		○	○				△	
	B		△			○		○	△					
	C		△			△		○						
保健福祉手帳(精神障がい者)	1		△	△	△	△		△	○		○			
	2		△			△		△	△		○			
	3		△			△		△			○			
難病患者				△	△	△	△	○					△	△
小児慢性特定疾病児				△	△	△	△	○						△

2. 障がい者手帳

1) 身体障がい者手帳

守谷市が発行し、身体に障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級（内部障がいは1級から4級）まであります。

対象者	視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
窓口	健幸長寿課
手続	下記を参照してください。
備考	平成19年4月1日以降の新規手帳交付者のうち、一部の疾病による障がいの方には再認定期間が設けられ、再交付申請が必要です。

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	診断書	手帳
初めて交付申請するとき		○	2枚	○	
再交付申請	障がいの程度が変わったとき	○	1枚	○	○
	障がいが増加になったとき	○	1枚	○	○
	手帳を紛失したとき	○	1枚		
	手帳を破損したとき	○	1枚		○
変更届	住所が変わったとき	○			○
	氏名が変わったとき	○			○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○
保護者名が変わったとき (手帳所持者が15歳未満)					○

※印かん：障がい者本人が窓口で申請書を記入する場合は不要です。

※写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの

(※無帽：宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く)

(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。)

※診断書について：所定の身体障がい者診断書・意見書で、都道府県が指定する医師が作成したもの。ただし、診断書は記載されて3箇月以内のものに限ります。
都道府県が指定する医師は、診断書作成前に必ず健幸長寿課で確認してください。

**※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉窓口
手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。**

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

2) 療育手帳

茨城県知事が発行し、知的障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により④(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)があります。

対象者		児童相談所または県福祉相談センターで知的障がいと判定された方
手続	新規申請の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所または県福祉相談センターへ判定の予約をしてください。 ・印かん、写真(1枚)をご用意ください。 ・窓口(問合せ先) ○茨城県福祉相談センター(満18歳以上) 電話 029-221-0800 FAX 029-221-0811 ○土浦児童相談所(満18歳未満) 電話 029-821-4595
	再判定の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所または県福祉相談センターへ再判定の予約をしてください。 ・療育手帳と印かんをご用意ください。
	新規・再判定以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・各種手続きは下記を参照ください。 ・窓口 健幸長寿課

<必要なもの>

手続の種類		印かん	写真	手帳
他都道府県から転入したとき(交付申請)		○	1枚	○
再交付申請	手帳を紛失したとき	○	1枚	
	手帳を破損したとき	○	1枚	○
	記載欄余白がなくなったとき	○	1枚	○
変更届	住所が変わったとき	○		○
	氏名が変わったとき	○		○
死亡したとき		○		○

※印かん：障がい者本人が窓口で申請書を記入する場合は不要です。

※写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの

(※無帽：宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う場合を除く)

(※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。)

**※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉窓口
に手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。**

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

3) 精神障がい者保健福祉手帳

茨城県が発行し、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方が、医療や福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級まであります。

対象者	精神の疾患により日常生活または社会生活に制約のある方
有効期間	2年
窓口	健幸長寿課
手続	下記を参照ください。

<必要なもの>

手続の種類		写真	診断書	障がい年金証書等	手帳
初めて交付申請するとき		1枚	(○) または	(○)	
更新するとき		1枚	(○) または	(○)	○
障がいの程度が変わったとき					
再交付申請	手帳を紛失したとき	1枚			
	手帳を破損したとき	1枚			○
	手帳を汚損したとき	1枚			○
変更届	住所が変わったとき				○
	氏名が変わったとき				○
死亡、障がいに該当しなくなったとき					○

※精神障がい者保健福祉手帳（又は身体障がい者手帳）を初めて交付申請するときには、診断書料の助成を受けることができます。診断書料が記載された領収書、振込口座がわかるものをご持参ください。

- ・写真について：タテ4cm×ヨコ3cmで、無帽、上半身、1年以内に撮影したもの（※プリンターで印刷した写真及びポラロイド写真は受け付けられません。）
- ・診断書：所定の診断書で、初診日から6箇月を経過した日以後のもの（用紙は窓口にて受け取り又はホームページからダウンロードできます。）また、記載されて3箇月以内のものに限ります。
- ・年金証書等：精神の障がいを理由に年金が支給されている場合、診断書の代わりに同意書で手続きができます。
（※障がい年金を申請してから2か月以内の方、マイナンバーを活用した情報照会を承諾いただけない方は年金証書の写しが必要になります。）

※ 市外へ転出したときは、転出先の市町村障がい福祉窓口到手帳を持参して、居住地変更の届出をしてください。

注意：障がい者本人が障がいを有しなくなったとき又は死亡したときは、速やかに手帳を返還してください。

3. 障がい者の手当等

1) 障害基礎年金

対象者	<p>次の3つの要件を満たす方</p> <p>①障がいの原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の加入期間 ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間 <p>②障がいの状態が、障がい認定日(障がい認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日)に、障がい等級表に定める1級または2級に該当していること(障がい者手帳の障がい等級とは異なります)</p> <p>③初診日の前日に、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間で、国民年金保険料納付済期間(厚生年金の被保険者期間、共済組合の組合期間を含む)と免除期間等をあわせた期間が3分の2以上であること。</p> <p>※初診日が令和8年4月1日以前にあるときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。</p>	
令和8年度年金の額	1級	1,059,125円(年額)
	2級	847,300円(年額)
支給方法	日本年金機構より2・4・6・8・10・12月の年6回に分けて振り込みます。	
窓口	国保年金課又は土浦年金事務所(被保険者の種類により異なります)	
備考	詳しくお知りになりたい方、また、初診日において厚生年金に加入中の方は、土浦年金事務所(電話 029-825-1170)へご相談ください。	

2) 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

	対象の障がい	支給月額	支給方法
1級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳がおおむね1級・2級 ・療育手帳(A)・A ・同程度の障がいのある児童(診断書が必要) 	58,450円	年3回 4・8・11月に受給者の銀行口座に振り込まれます
2級	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳がおおむね3級 ・療育手帳B(診断書が必要) ・同程度の障がいのある児童(診断書が必要) 	38,930円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・児童が児童福祉施設等に入所している場合 ・児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 		
窓口	健幸長寿課		
手続	手帳、戸籍謄本、診断書、保護者(受給者)名義の通帳、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの		

3) 特別障がい者手当

身体、知的又は精神の障がい、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害基礎年金1級程度の障がい重複している方 ・ 障害基礎年金1級程度の障がい1つ、同2級程度の障がい2つ以上重複している方 ・ 障害基礎年金1級程度以上の障がい1つでも、日常生活を送ることが難しく、障害基礎年金1級程度の障がい重複していると判定された方 		30,450円	年4回 2・5・8・11月に本人の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・ 福祉施設等に入所している場合 ・ 病院等に3箇月を越えて入院している場合 		
窓口	健幸長寿課		
手続	手帳、診断書、本人名義の通帳、戸籍謄本		
備考	所定の診断書により審査を受ける場合があります。		

4) 障がい児福祉手当

身体、知的又は精神に重い障がいがあるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者手帳1級程度の方 ・ 療育手帳(A)程度の方又は同程度の精神障がいの方 		16,560円	年4回 2・5・8・11月に本人の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・ 障がいを支給事由とする年金を受給できる場合 ・ 福祉施設等に入所している場合 		
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給		
窓口	健幸長寿課		
手続	手帳、診断書、本人名義の通帳、戸籍謄本		

5) 在宅障がい児福祉手当

身体、知的又は精神に障がいのある在宅の20歳未満の障がい児を養育している父母又はその養育者(保護者)に支給されます。

対象者		支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者手帳1級～3級又は4級の一部(下肢障がいに限る)程度の方 ・ 療育手帳(A)・A・B程度の方(概ねIQ50以下) ・ 内科的疾患(身体機能の障がい又は長期安静患者)又は精神障がい特別児童扶養手当1級又は2級に該当する方 ・ 内科的疾患(身体機能の障がい又は長期安静患者)と知的障がい又は知的障がい以外の精神障がい重複しているため、特別児童扶養手当1級又は2級に該当する方 		4,000円	年2回 4月・10月に障がい児の保護者の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児福祉手当を受給している場合 ・ 障がい児と保護者が別居している場合 		
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給		
窓口	健幸長寿課		
手続	手帳、障がい児の保護者名義の通帳		

6) 難病患者福祉手当

医療費公費負担制度適用疾病となる難病のため茨城県から医療費受給者証を交付された方に支給されます。

対 象 者		支給年額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方 ・ 先天性血液凝固因子障がい等医療受給者証の交付を受けている方 		20,000 円	年 1 回 5 月（銀行振込） 新規の場合は申請月の翌月
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守谷市に 6 箇月以上住所を有していない場合 ・ 生活保護等の公的扶助を受給している場合 ・ 受給者証等に記載されている医療費公費負担対象期間が超過している場合 		
窓 口	健幸長寿課		
手 続	「指定難病特定医療費受給者証」・「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「先天性血液凝固因子障がい等医療受給者証」、本人名義又は保護者名義の通帳		

7) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者のいなく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入年の 4 月 1 日現在、年齢が 65 歳未満であること ・ 特別な疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること ・ 障がいのある方に対して、加入できる保護者は 1 人であること
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳を所持している方 ・ 身体障がい者手帳を所持し、その等級が 1～3 級までに該当する方 ・ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛 金	1 口 9,300 円～23,300 円（月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※ 2 口加入の場合は倍額
給 付 金	加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、1 口につき、月 20,000 円の年金が支給されます。また子が死亡した場合は、加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入してから 1 年未満の場合は支給なし）
窓 口	健幸長寿課
手 続	住民票（保護者、障がい児（者）、年金管理者）、手帳、印かん、加入等申込書、障がい証明書、申込者告知書、年金管理者指定届書

各種手当は、申請し、認定されなければ、支給されませんのでご注意ください。

4. 医療費助成制度

1) 医療福祉制度（マル福制度）

病院などで診療を受けた場合に支払う医療費の自己負担分を助成する制度です。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級・2級（内部障がい者の方は1～3級）の方 ・療育手帳㊤、Aの方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ・身体障がい者手帳3級または4級かつ療育手帳Bの方（※） ・身体障がい者手帳3級または4級かつ精神障がい者保健福祉手帳2級の方 ・療育手帳B（※）かつ精神障がい者保健福祉手帳2級の方 ・障害年金の1級を受給している方 ・特別児童扶養手当1級の対象児童の方 <p>※IQ50以下が対象</p>
所得制限	前年の所得が一定額以上の場合
手続	健康保険情報がわかるもの※、印かん、身体障がい者手帳、療育手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書、来庁者の本人確認書類
窓口	国保年金課
備考	県外の病院等受診や治療材料等の場合は一時立替払いをし、後日領収書等を添付して還付を受けます。

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした「健康保険情報」画面のコピーの内1点

2) 障がい認定による後期高齢者医療制度

一定の障がい程度にある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療に加入することで医療費にかかる自己負担分が軽減される場合があります。（※）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1～3級の方 ・身体障がい者手帳4級のうち音声言語機能障がい、下肢機能障がいの一部の方 ・療育手帳㊤、Aの方 ・精神障がい者保健福祉手帳1～2級の方 ・身体障がい、知的障がい又は精神障がいを理由とした障害年金1～2級の方
手続	手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）又は障がい状態を明らかにする書類（年金証書等）、来庁者の本人確認書類
窓口	国保年金課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者個人が保険料を負担することになります。（被保険者及び世帯主の所得状況により軽減措置があります。） ・後期高齢者医療に加入した場合、それまで加入していた健康保険（国保・会社の健保等）の資格は喪失します。

※被保険者及び世帯員の所得状況による。

3) 自立支援医療（更生医療）

障がい程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的とした手術等を受ける場合、必要な医療費を公費で負担します。原則、事前申請となります。

対象者	・身体障がい者手帳を所持している18歳以上の方 ・角膜手術、関節形成手術、心臓手術、血液透析療法、外耳形成手術、じん移植術、肝臓移植術、抗HIV療法などの医療を受ける方 ※身体障がい者手帳に記載される障がい名と合致していることが条件
有効期限	概ね3箇月以内（疾病により最長1年） ※更新可能
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	身体障がい者手帳、マイナンバーが記載されたもの、健康保険情報がわかるもの※、指定医療機関の意見書
窓口	健幸長寿課

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした「健康保険情報」画面のコピー等

4) 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童に対し、早い時期に治療を受けて、将来、生活していくために必要な能力と機能を持てるよう、必要な医療費を公費で負担します。原則、事前申請となります。

対象者	18歳未満で下記の疾病に該当する児童 ※肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能障がい、音声言語機能障がい、じん臓、心臓、肝臓、その他内臓疾患
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限が決められていて負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	マイナンバーが記載されたもの、健康保険情報がわかるもの※指定医療機関の意見書
窓口	健幸長寿課

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした「健康保険情報」画面のコピー等

5) 自立支援医療（精神通院医療）

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がい者の通院医療に係る費用を公費で負担します。

対象者	精神障がいにより通院医療を受けている方
有効期限	1年（更新は、有効期間の3箇月前から可能）
費用	医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	申請書、診断書（記載されて3箇月以内のもの）、健康保険情報がわかるもの※、マイナンバーが記載されたもの
窓口	健幸長寿課
備考	有効期限内における更新申請時の診断書の提出は、前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、2回に1回は省略ができます。

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした「健康保険情報」画面のコピー等

6) 特定疾患（難病）医療の給付

対象疾病に罹患し、病状が一定の基準を満たす方または高額な医療費を支払っている方に対して、医療費が助成されます。ただし、助成の対象となるのは、茨城県から指定を受けた「指定医療機関」（病院・診療所・保険薬局・訪問看護事業者等）で受けた指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療等に限られます。

窓	口	竜ヶ崎保健所（電話：0297-62-2172）
---	---	-------------------------

7) 小児慢性特定疾病（小児の難病）医療の給付

国が指定した小児の難病について、医療費の一部を公費で補助します。

小児慢性特定疾病のうち、特定の疾病についてはその治療が長期間にわたり医療費の負担も高額になることから、それらの疾病に関する治療の確立と普及を図り、併せてご家庭の医療費の負担軽減に資することを目的としています。

窓	口	竜ヶ崎保健所（電話：0297-62-2172）
---	---	-------------------------

5. 補装具費の支給及び日常生活用具の給付

1) 補装具費の支給

身体障がい者（児）又は難病患者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入、修理等に係る費用の一部を公費で負担します。

※必ず購入、修理等の前にご相談ください。

対象者	身体障がい者手帳所持者又は難病患者（指定難病特定医療費受給者証を受けている方又は難病に罹患されたと診断を受けた方） ※ただし、障がい者又はその配偶者の市町村民税所得割税額が46万円以上の場合、対象となりません。（障がい児の申請を除く）
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限額が決められていて自己負担が重くなりすぎないようにになっています。
手続	身体障がい者手帳又は難病患者と証明できるもの、意見書（再交付又は修理の場合を除く。）、見積書
窓口	健幸長寿課

<補装具の種類>

区分	種類
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置
視覚障がい	視覚障がい者安全杖、義眼、眼鏡
聴覚・言語障がい	補聴器
肢体不自由かつ言語障がい	重度障がい者用意思伝達装置

<補装具判定方法> ※補装具の給付には判定が必要となります。（一部判定不要）

判定方法・補装具種目		茨城県福祉相談センター		守谷市	
		直接判定	書類判定	書類判定	判定不要
義肢	殻構造		○		
	骨格構造	○			
装具			○		
姿勢保持装置 ※1…場合により直接判定		(○)※1	○		
視覚障がい者安全つえ					○
義眼				○	
眼鏡	矯正眼鏡			○	
	遮光眼鏡			○	
	コンタクトレンズ			○	
	弱視眼鏡			○	
補聴器			○		
車椅子	レディメイト [®] （手押型）				○
	レディメイト [®] （手押型以外）			○	
	オーダーメイト [®]		○		
電動車椅子		○			
歩行器				○	
歩行補助つえ（一本杖を除く。）					○
重度障がい者用意思伝達装置			○		
特例補装具 ※2…6輪型車椅子は書類判定		○	(○)※2		

2) 日常生活用具の給付

自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障がい児（者）等に対して、円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。ただし、障がいや疾病により給付品目が異なりますのでご注意ください。

※必ず購入する前にご相談ください。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・難病患者（指定難病特定医療費受給者証を受けている方又は難病に罹患されたと診断を受けた方） ・小児慢性特定疾病医療受給者証を受けている方 <p>※身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を持っている方でも、障がいの種類や等級により適用できない場合があります。</p>
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・基準額の範囲内で、費用の1割が原則として自己負担となります。 ・基準額を超過した分の費用は自己負担となります。 ・小児慢性特定疾患児の場合は、課税状況等に応じた負担となります。
手続	証明となるもの（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、難病患者又は小児慢性特定疾患児と証明できるもの）、見積書、守谷市で税情報の確認がとれない場合には世帯の課税状況を証明できるもの
給付種目	13～18ページを参照
窓口	健幸長寿課

日常生活用具給付一覧表

<障がい児（者）>

種目	品目	利用できる方	基準額(円)	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢・体幹機能障がい2級以上	154,000	18歳以上
	特殊マット	下肢・体幹機能障がい2級以上又は療育手帳A以上	19,600	原則として3歳以上
	特殊尿器	下肢・体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る。）	67,000	原則として学齢児以上
	入浴担架	下肢・体幹機能障がい2級以上（入浴に介護を要する者に限る。）	82,400	原則として3歳以上
	体位変換器	下肢・体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	15,000	原則として学齢児以上
	移動用リフト	下肢・体幹機能障がい2級以上	159,000	原則として3歳以上
	訓練いす（児のみ）	下肢・体幹機能障がい2級以上の児童	33,100	原則として3歳以上
	訓練用ベッド（児のみ）	下肢・体幹機能障がい2級以上の児童	159,200	原則として学齢児以上
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢・体幹機能障がい（入浴に介助を要する者に限る。）	90,000	原則として3歳以上
	便器	下肢・体幹機能障がい2級以上	※手すりなし 4,450 ※手すり有り 9,850	原則として学齢児以上
	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に作成 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者又はてんかんの発作等により頻繁に転倒する知	特注品 15,200 既製品 12,160	原則として3歳以上

		スポンジ、革、プラスチックを主材料に作成	的障がい者若しくは精神障がい者	注品 36,750 既製品 29,400	
	T字状・棒状のつえ	木材でニス塗装したもの	平衡機能・下肢・体幹機能障がい（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	2,200	（仕様により加算あり） ※夜光塗料により塗装されたもの +410円 ※全面に夜光材反射テープが貼られたもの +1,200円 ※ラッカー塗装(白色又は黄色に限る。)されたもの +260円
		軽金属で塗装なしのもの		3,000	
	移動・移乗支援用具		平衡機能・下肢・体幹機能障がい（家庭内の移動等において介助を必要とする者に限る。）	60,000	原則として3歳以上
	特殊便器		上肢機能障がい2級以上又は療育手帳A以上（訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者に限る。）	151,200	原則として学齢児以上
	火災警報器		身体障がい2級以上又は療育手帳A以上の者で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。）	15,500	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの ガスコンロ等に設置し、地震を感知して自動的に消火をし得るもの
	自動消火器			28,700	
				18,900	
	電磁調理器		視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の者に限る。）又は重度の知的障がい者	41,000	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障がい2級以上	7,000	原則として学齢児以上
	聴覚障がい者用屋内信号装置		聴覚障がい2級の者（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上給付の必要があると認められる者に限る。）	87,400	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器		じん臓機能障がい3級以上の者（自己連続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る）	51,500	原則として3歳以上
	ネブライザー		呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって必要と認められる者	36,000	原則として学齢児以上
	電気式たん吸引器			56,400	
	酸素ボンベ運搬車		医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	
	視覚障がい者用体温計（音声式）		視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯の	9,000	原則として学齢児以上

	視覚障がい者用血圧計（音声式）		者に限る。）	15,000		
	視覚障がい者用体重計			18,000		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		呼吸器の機能又は心臓の機能に障がいのある身体障がい者のうち、その障がいの程度が3級以上のもの又は同程度の障がいを有すると医師が認める身体障がい者であって必要であると認められるもの	157,500		
	発動発電機		（1）呼吸器機能障害3級以上のもの又は同程度の障がいを有すると医師が認める身体障がい者であって、人工呼吸器、電気式たん吸引器、酸素濃縮器等の使用が必要であると認められるもの （2）難病患者等で呼吸器機能に障害があり、人工呼吸器等を使用する者のうち必要と認められるもの	100,000		
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声言語機能障がい者又は肢体不自由者（発声・発語に著しい障がいを有する者に限る。）	98,800	原則として学齢児以上	
	情報・通信支援用具※		上肢機能障がい2級以上又は視覚障がい2級以上の者	100,000		
	点字ディスプレイ		視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）	383,500		
	点字器	標準型	32マス18行両面書真鍮板製	視覚障がい者で、点字により情報の入手が必要な者	10,400	
			32マス18行両面書プラスチック製		6,600	
		携帯用	32マス4行片面書アルミニウム製		7,200	
			32マス12行片面書プラスチック製		1,650	
	点字タイプライター		視覚障がい2級以上で、原則として就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	63,100		
視覚障がい者ポータブルレコーダー	録音再生機		視覚障がい2級以上	85,000	原則として学齢児以上	
	再生専用機			35,000		

	視覚障がい者用ラジオ	視覚障がい2級以上	29,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	99,800	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者で本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000	原則として学齢児以上
視覚障がい者用時計	触読	視覚障がい2級以上の者（音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計使用が困難な者を原則とする。）	10,300	
	音声		13,300	
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい又は発声発語に著しい障がいを有する者（コミュニケーション、緊急連絡等の手段として給付の必要があると認められる者に限る。）	71,000	原則として学齢児以上
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者で本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900	
	磁気誘導ループ	聴覚障がいのある身体障がい者であって、補聴器を使用しているもの	58,000	
人工喉頭	笛式	喉頭摘出した者	5,000	気管カニューレなし
			8,100	気管カニューレ付き
	電動式		70,100	（電池又は充電器を含む。）
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	当該図書の購入に要した額	点字により作成された図書（月刊、週間等で発行される雑誌を除く。）
	人工内耳用カバー	聴覚障がいのある障がい児のうち、現に人工内耳を装着しているもの	6,000 （片耳・年額）	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系	8,900	(1月当たり)
		尿路系	11,700	
	紙おむつ等	◎ ストマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためストマ用装具を装着できない者 ◎ 二分脊椎による排便機能障がい若しくは排尿機能障がいのある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある身体障がい者	12,000	(1月当たり)

			<ul style="list-style-type: none"> ◎ 脳性まひなどの脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な者 ◎ 医師の意見書等により紙おむつの使用が必要と認められる者であって、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ① 脊髄損傷等による高度の排尿機能障がいのある身体障がい者（常時失禁のある者に限る。）。ただし、収尿器の給付を受ける者を除く。 ② 重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者で、常時介助を要するもの 			
	収尿器	男性用	普通型	高度の排尿機能障がい	7,700	
簡易型			5,700			
女性用		普通型	8,500			
		簡易型	5,900			
居宅生活動作補助用具	住宅改修費		<ul style="list-style-type: none"> ◎ 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障がい等級2級以上の者） ◎ 最重度の知的障がい者 ◎ 難病患者であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者 	550,000		
			障がいの程度が3級以下の者及び視覚に障がいのある身体障がい者（2級以上に限る。）	100,000		

※ 情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等をいう。

〈小児慢性特定疾病児〉（障がい児施策の対象者を除きます。）

品 目	利用 できる 方	基準額（円）	備考
便 器	常時介助を要する者	4,900	18歳未満 （継続受給は 20歳未満）
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	21,560	
特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある者	166,320	
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	169,400	
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	66,000	
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	99,000	
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	73,700	
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	16,500	
車 い す	下肢が不自由な者	77,440	
頭 部 保 護 帽	発作等により頻繁に転倒する者	13,380	
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸器機能に障がいのある者	62,040	
ク ー ル ベ ル ト	体温調節が著しく難しい者	22,000	
紫 外 線 カ ッ ト ク リ ー ム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	41,580	
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸器機能に障がいのある者	39,600	
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	173,250	
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	113,520	
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	149,160	
人 工 鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	128,700	

6. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

1) 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、個別に支給決定を行います。また、介護給付・訓練等給付を利用する際、手続きの流れが異なります。

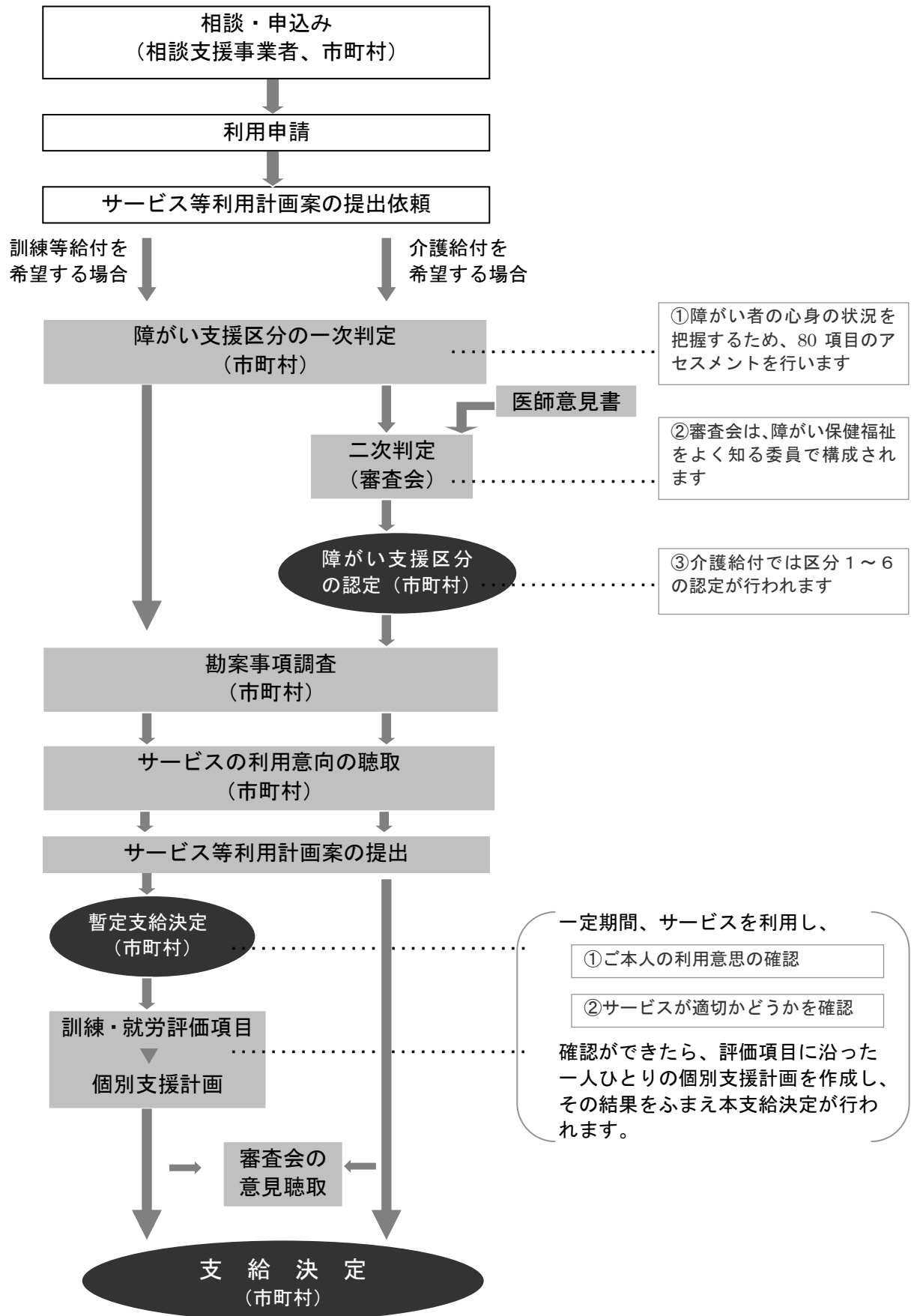
費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようになっています。 ※詳細については、23ページをご参照ください。
窓口	健幸長寿課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付の各種サービス（同行援護を除く。）を利用する場合は、障がい支援区分の認定が必要です。 ・障がい程度の区分により、受けられる介護給付のサービスが異なります。 ・訓練等給付のサービスには、利用期間が制限されているものがあります。

<サービスの種類>

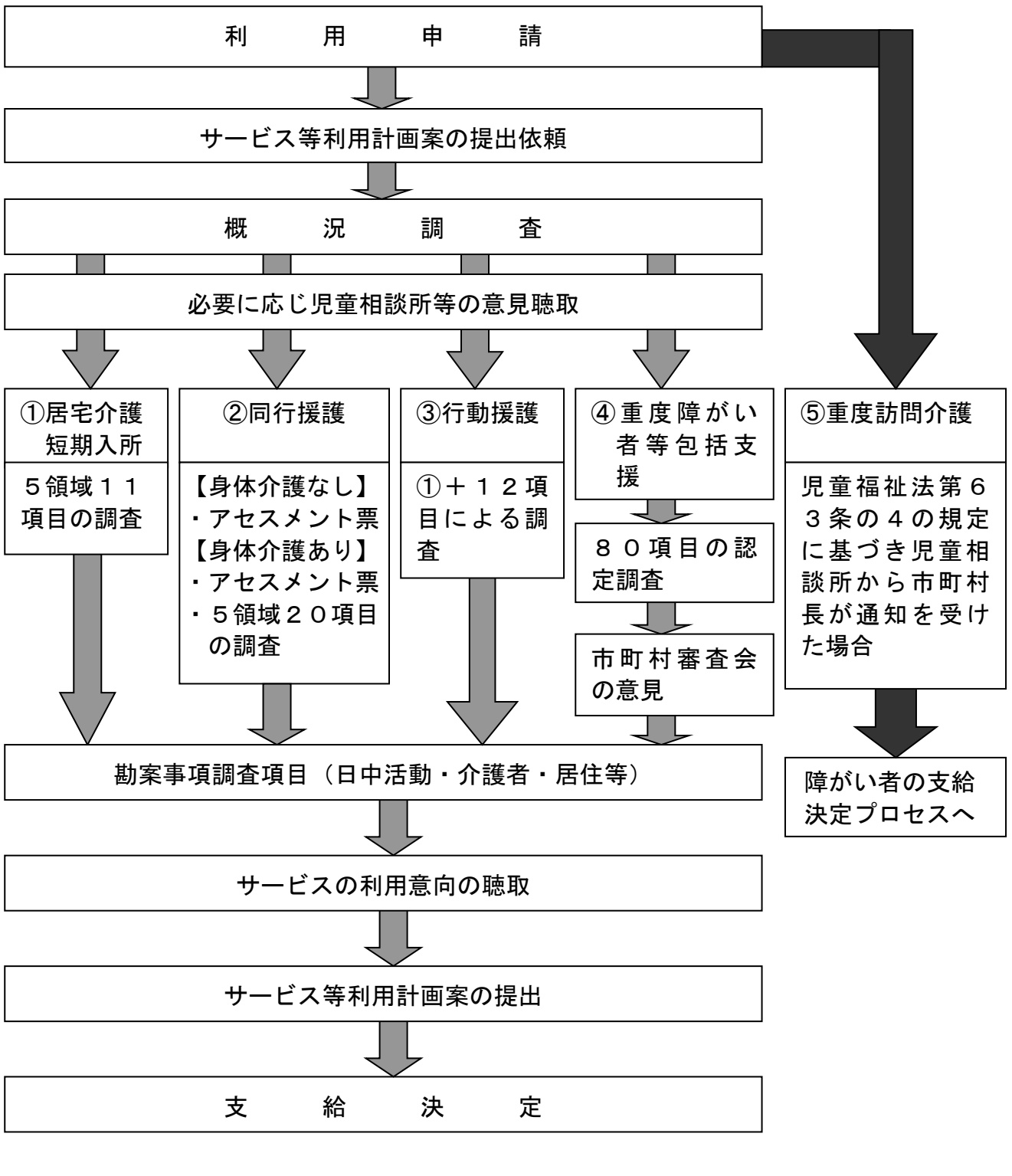
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	重度の視覚障がい者が外出する際、移動に伴う援護や視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	障がい者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方について、障がい者本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	サービスを利用して企業等に就職した人の就労継続のため、企業等との連絡調整や日常生活等を営む上での支援を行います。
	自立生活援助	地域で一人暮らしをする人を定期的に巡回するなどして、自立した生活を営むために必要な情報提供や助言等の援助を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
計画相談支援	サービスを利用する際に、サービス等利用計画案を作成したり、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。	

○障がい者の場合（満18歳以上）

＜利用の手続き（支給決定までの流れ）＞ 《同行援護を除く。》



○障がい児の場合（満18歳未満）
 <利用の手続き（支給決定までの流れ）>



※障がい支援区分とは？

障がい支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとなっており、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6が必要度が高い）からなっています。障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、市町村審査会（守谷市障がい者介護給付等審査会）での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

2) 障がい児通所支援

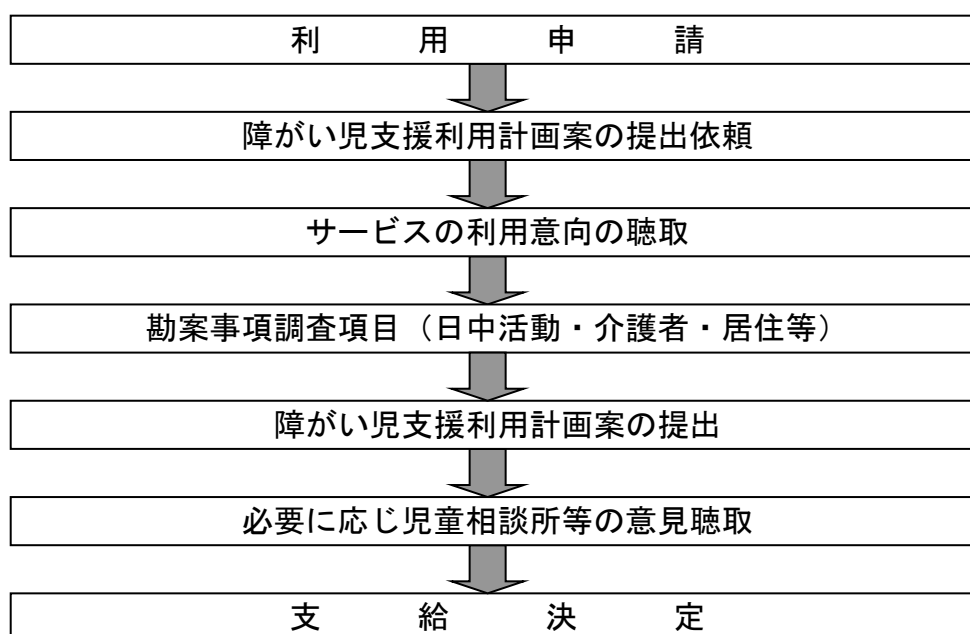
児童福祉法に基づき、身体、知的又は精神に障がいのある児童若しくは療育を受けなければ福祉が損なわれるおそれのある児童に対し個別に支給決定を行います。

費用	費用の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じた上限の設定などにより、負担が重くなりすぎないようにしています。 ※詳細については、23ページをご参照ください。
窓口	健幸長寿課
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・支給決定は、下表を参照ください。 ・短期入所（ショートステイ）を利用する場合は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの支給決定を別途受ける必要があります。 ④障がい児の支給決定は、21ページを参照ください。

<サービスの種類>

児童発達支援	児童福祉施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得並びに集団生活への適用のため支援その他の必要な支援又はこれに併せて治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。
保育所等訪問支援	専門職が障がい児のいる保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。
障がい児相談支援	サービスを利用する際に、障がい児支援利用計画案を作成したり、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

<利用の手続き（支給決定までの流れ）>



3) 地域相談支援

障がいを持つ人が地域で生活できるように指定一般相談支援事業者が支援を行います。

費用	無料
窓口	健幸長寿課
備考	このサービスを利用する場合は、支給決定が必要です。

<サービスの種類>

地域移行支援	障がい者支援施設などに入所している人や精神科病院に入院している人などが、地域で生活ができるように、事業所などへ同行したり、住居を確保するためのお世話などを行います。
地域定着支援	地域での生活が不安定な人に、いつでも連絡や相談ができ、必要な時はいつでも訪問、訪問が対応できるようなサービスを提供します。

4) 市内の障がい福祉サービス事業所、障がい児通所支援事業所、相談支援事業所及び地域活動支援センター

事業所については、【別紙 サービス別一覧】参照。

5) サービスを利用したときの費用（日中一時支援、移動支援は除く）

利用者負担はサービス量と所得に着目した負担の仕組みとされ、その負担は所得等に配慮した負担とされています。利用者は、所得に応じて下記の負担上限月額まで負担します。利用したサービスにかかった費用の1割相当額の方が負担上限月額よりも低い場合は、1割相当額が負担額になります。

●障がい者の利用負担額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯の方（所得割16万円未満） ただし、入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所サービスは、利用者負担が多くなるよう、別途、軽減措置があります。

●障がい児の利用負担額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯の方 （所得割28万円未満）	通所サービス・居宅サービス	4,600円
		入所施設利用（20歳未満）の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※利用児童が未就学児であり、第3子以降である場合には、軽減措置に該当する場合があります。

※児童発達支援等のサービスは満3歳になって初めての4月1日から就学前まで利用者負担額が無償です。

●所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 （入所施設利用20歳未満を除く）	障がいのある方と配偶者
障がい児（入所施設利用20歳未満を除く）	障がい児が属する世帯

7. その他のサービス・制度

1) 訪問入浴サービス

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障がい者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、サービスを行います。(医師が入浴を可能と認めること等が必要です。)

利用回数	週1回まで
費用	世帯の課税状況により一部自己負担があります。
窓口	健幸長寿課

2) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

対象者	市内に居住する障がい者
費用	費用の1割が原則として自己負担となります(ただし課税状況等に応じた負担軽減があります)。また、交通費等の実費も自己負担となります。
窓口	健幸長寿課

3) 移動支援事業

障がい者手帳を取得された方のうち単独で外出することが困難で、派遣が必要と認められる方にヘルパーを派遣します。(ただし、重度訪問介護、行動援護及び同行援護の対象者とは対象となりません。)

対象者	・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者
費用	費用の1割が原則として自己負担となります(ただし課税状況等に応じた負担軽減があります)。また、交通費等の実費も自己負担となります。
手続	手帳
窓口	健幸長寿課

4) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者が病院や学校などに行くときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	市内に居住する聴覚障がい者
手続	・窓口、郵便、FAX、メールで申込みできます(利用希望日の7日前までに申請) ・氏名、住所、FAX・電話番号、メールアドレス、派遣希望日時、派遣場所、手話か要約筆記の別、内容、待合せ場所、待合せ時間を記載した申込書を提出してください。
派遣地域	守谷市内を原則とします。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※FAXは24時間受信しますが、平日の午後5時15分以降の受信分は翌日以後、金曜日の午後5時15分以降、又は土・日・祝日の受信分は翌平日以降の対応となります。
窓口	健幸長寿課

5) 緊急通報システム「NET119」

音声による119番通報が困難な方を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を活用して、火災や救急などの緊急通報が行えるシステムです。

対象者	聴覚・音声機能・言語機能等に障がいを有し、音声による通報ができない方又は困難な方
手続	スマートフォン又はインターネット機能が使える携帯電話を持参してください。※メールの受信拒否設定をしている場合は、あらかじめ「web119.info」のドメインが利用（受信）できるようにしてください。
窓口	健幸長寿課、守谷消防署

6) 自動車改造費の助成

身体に障がいのある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対象者	上肢、下肢、体幹機能障がい1級・2級の方で就労等のため、自ら運転する方 ※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
内容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。
手続	身体障がい者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、課税証明書（1月1日時点で守谷市外に居住していた方のみ）、印かん
窓口	健幸長寿課
備考	所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。

7) 自動車運転免許取得費の助成

身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて自立更生を促進するために助成します。

対象者	身体障がい者手帳1～4級を所持する方で就労などのため免許を取得する方
内容	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち、10万円を助成します。
手続	身体障がい者手帳、印かん
窓口	健幸長寿課

8) 生活福祉資金の貸付

障がい者世帯等に対し、その経済的自立と生活向上を図るための資金の貸付を行います。

貸付条件	・資金の貸付によって、独立自活ができること ・資金を他から受けることが困難であること ・保証（返済）能力があり、市内に居住する連帯保証人がいること
窓口	守谷市社会福祉協議会 電話 0297-45-0088

9) 身体障がい者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）給付

社会参加と自立更生に効果があると認められる在宅の身体障がい者に身体障がい者補助犬を給付します。

対象者	県内に居住する満18歳以上の在宅の身体障がい者で、その障がいの程度が次のものであること <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい1級又は2級の者（盲導犬） ・肢体不自由1、2級又はこれに準ずる者（介助犬） ・聴覚障がい2級又はこれに準ずる者（聴導犬）
費用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります また、歩行訓練等期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります
窓口	健幸長寿課
備考	必要と思われる方は事前にご相談ください

10) 人工肛門ストマ用装具支給事業（茨城県事業）

人工肛門造設者等で身体障がい者手帳の交付を受けられない方に対し、ストマ用装具の支給を受けることができます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・人工肛門造設者等で身体障がい者手帳の交付を受けられない方 ・茨城県内に住所を有する方
費用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります
手続	申請書、印かん、世帯の課税状況を証明できるもの（1月1日時点で守谷市外に居住していた方のみ）、診断書（新規申請の場合を除く）
窓口	健幸長寿課
問合せ	茨城県県南県民センター 地域福祉室 電話 029-822-8516
備考	支給を希望する場合は事前にご相談ください

11) 更生訓練費の支給

自立訓練及び就労移行支援のサービスを利用する障がい者が、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のためにかかる交通費の一部を支給します。

対象者	自立訓練または就労移行支援の支給決定を受け利用しているかたで、利用者負担額が生じない方
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ●訓練のための経費 訓練を受けるために対象者が支払った文房具や参考書などの経費の一部を支給します。 ●通所のための経費 通所のためにかかった交通費の一部を支給します。 上限額は、1日あたり280円×通所日数
手続	更生訓練費支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、翌月の初旬までに申し込む。
窓口	健幸長寿課

12) 就職支度金の支給

障がいをお持ちの方が就職（自営業も可）した際に、就職支度金を支給して、就職に向けての準備を支援します。

対象者	就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用し、就職または自営業者となることにより施設を退所することとなった方
支給額	36,000円以内 （就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額）
手続	就職支度金支給申請書（本人）（様式第1号）または就職支度金支給申請書（委任）（様式第2号）に必要事項を記入し、就職先の採用証明書（自営業の場合は事業計画書）を添付して、利用している施設を經由して申し込む。就職支度金の支給決定を受けた方は、就職支度金支給請求書（様式第4号）を提出する。
窓口	健幸長寿課

8. さまざまな交通機関の割引制度

1) JR旅客運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者 ※下表を参照してください。
利用方法	JR各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問合せ	各駅等 ※購入方法は、事前に各駅等に問い合わせください。

対象		割引対象乗車券類	割引率	備考
第1種	本人のみ	普通乗車券 ※片道の営業キロが100キロを超える場合に限る	50%	
	本人と介護者(1名)	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	回数乗車券はJR線区間 単独の発売となります。
		定期乗車券 ※小児定期乗車券を除く	50%	
第2種	本人のみ	普通乗車券 ※片道の営業キロが100キロを超える場合に限る	50%	
	12歳未満の本人と 介護者(1名)	定期乗車券 ※小児定期乗車券を除く	50%	

※1 JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※2 私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。

※3 障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※4 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

2) 県内バス(路線)運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方が路線バスを利用する場合、運賃が割引になります。

適用範囲	種類	割引率	利用方法	問合せ
第1種障がい者 (本人及び介護者)	普通乗車券 定期乗車券	各運行会社 が設定する 割引率	料金支払いのとき手帳を 提示してください	各運行会社の窓 口
第2種障がい者 (本人のみ)	普通乗車券 定期乗車券		料金支払いのとき手帳を 提示してください	

※精神障がい者保健福祉手帳を所持している方の割引運賃額等については、各路線バス事業者によって異なりますので、各運行会社の窓口へお問い合わせください。

3) タクシー料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳を所持しているすべての方がタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。※福祉タクシー券と併用可

対象者	身体障がい者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください。
問合せ	茨城県ハイヤー・タクシー協会 電話 029-297-7131 FAX 029-297-7132

4) タクシー料金の助成（福祉タクシー券）

医療機関等への往復でタクシーを利用する場合、利用料金を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者手帳1級・2級の方 ②療育手帳㊤・Aの方 ③精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ④先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けている方 ⑤一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている方 ⑥小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方 ⑦指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方 ⑧満70歳以上の高齢者のみの世帯でかつ市民税非課税の方 <p>※自動車税または軽自動車税の種別割の減免措置を受けていない方 ※介護保険施設もしくは指定障がい者支援施設に入所または入院されていない方 ※満70歳以上の方は、同一敷地内に70歳未満の方若しくは住民税が課税されている方と同居していない方に限ります。</p>
助成額	<p>18,000円(500円×36枚) ※慢性透析療法を実施している方は36,000円(500円×72枚) ※利用券は、譲渡、再発行はできません。 ※1回の乗車につき、2枚まで利用ができます。</p>
手続	上記①～③に該当する方は障がい者手帳を、上記④～⑦に該当する方は受給者証を必ず持参してください。
窓口	健幸長寿課

5) 有料道路通行料金の割引

身体障がい者手帳、療育手帳を所持している方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引になります。ただし、有効期限（最大2年間）があり、更新手続きが必要です。

対象者	身体障がい者手帳又は第1種療育手帳所持者	
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者が自ら運転する乗用自動車等 ・第1種身体障がい者又は第1種知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する車等 	
手続	持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳 ・運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
	ETCを利用する場合	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ・登録を希望する自動車の車検証（本人またはその親族が所有するもの（営業自動車は除く）） ・ETCカード（原則として障がい者本人名義のもの） ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書
窓口	健幸長寿課	

6) 国内航空旅客運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している方が国内航空を利用する場合、運賃が割引されます。

対象者	障がい者手帳所持者（介護者1名適用の場合あり）
手続	航空券を購入および搭乗手続きの際に、手帳を提示してください。
割引運賃	各航空運送事業者が設定する額
問合せ	各航空運送事業者

※事業者により取扱いが異なりますので、事前にご確認ください。

7) 大洗カーフェリー運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳所持者及び精神障がい者保健福祉手帳を所持している方について、旅客運賃が5割引、乗用車運賃が1割引きとなります。なお、第1種身体障害者手帳、第1種療育手帳又は第1種精神障害者保健福祉手帳を持っている方については、介護人（1名のみ）も同様の割引となります。乗船手続きの際に手帳の提示が必要となります。その他、詳細については運航会社へお問い合わせください。

利用方法	乗船券の販売窓口で手帳を提示してください。
問合せ	大洗港を発着するカーフェリー会社

8) つくばエクスプレス旅客運賃の割引

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方がつくばエクスプレスを利用する場合、運賃が割引になります。

対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者 ※下表を参照してください
利用方法	各駅の乗車券販売窓口で手帳を提示してください。
問合せ	つくばエクスプレス線各駅 ※購入方法は、事前に各駅にお問い合わせください。

対 象		割引対象乗車券類	割引率	備 考
第1種	本人のみ	普通乗車券	50%	
	本人と介護者（1名）	普通乗車券 ICカード 回数券	50%	障がいをお持ちの方が6歳未満の場合には、介護者のみに適用されます。
		定期券（IC定期券を含む）	50%	障がいをお持ちの方が12歳未満の場合には、介護者のみに適用されます。
第2種	本人のみ	普通乗車券	50%	
	12歳未満の障がいを持つ者の介護者（1名）	定期券（IC定期券を含む）	50%	介護者に適用されます。

※1 障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類の購入となります。

※2 第1種・第2種の別については手帳に記載されています。

9) 守谷市コミュニティバス（モコバス）運賃の免除

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持しているすべての方がモコバスを利用する場合、運賃が無料になります。

対 象 者	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳所持者及びその介護者（1名）
利用方法	バス乗車のとき乗務員に手帳を提示してください。
問 合 せ	都市計画課

10) 守谷市デマンド乗合交通

事前に利用登録を行った上で、電話で事前に予約があった利用者の指定する場所（自宅等）へ迎えに行き、指定する場所（公共施設、医療機関、店舗等）まで運行する乗合交通です。

利用登録できる方は次のいずれかに該当する方です。

対 象 者	① 65歳以上の方 ② 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者 ③ ①、②の同伴者（利用者1人につき1人乗車可能） ※自分で、もしくは同伴者の手を借りて乗り降りができる方 ※利用対象者が中学生以下の場合は、保護者の同伴が必要
手 続	都市計画課、各公民館、いばらき電子申請・届出サービス等にて利用登録を行い、事前に予約の電話をしてください。
運 賃	300円（②の方は、200円 ※中学生以下は無料）
問 合 せ	【利用登録に関すること】 都市計画課 【運行予約に関すること】 デマンド予約センター 電話 0297-44-7700

9. 税の減免等

1) 所得税・市県民税の所得控除

種 類	<p>① 障害者控除 本人または扶養控除の対象となる親族に障がいがある場合、所得から障害者控除を差し引くことができます</p>			
	名 称	対 象 者	所 得 税	市 県 民 税
	障害者控除	身体障がい者手帳3～6級 療育手帳B・C 精神障がい者保健福祉手帳 2・3級	1人当たり 27万円	1人当たり 26万円
	特別障害者 控 除	身体障がい者手帳1・2級 療育手帳④・A 精神障がい者保健福祉手帳 1級	1人当たり 40万円	1人当たり 30万円
同居特別 障 害 者 扶 養 控 除	扶養控除対象の親族が特別 障がい者で、かつ同居して いる場合	一人当たり 75万円	1人当たり 53万円	
	<p>② 心身障がい者扶養共済掛金 共済に加入し掛金を納入している場合、掛金の金額を所得から小規模企業共済等掛金控除として差し引くことができます。</p>			
	<p>③ ストマ用装具の購入費用 人工肛門または尿路変更のストマを持つ方が、ストマケアに係る治療を受けている場合、ストマ用装具の購入費用のうち自己負担分が医療費控除の対象になります。 ※ ただし、医師が発行するストマ用装具使用証明書の添付が必要です。 (証明書用紙は税務課にあります。)</p>			
手 続	<p>確定申告(市県民税の申告)時に、必要書類を添付または提示してください。 ※ 給与所得者の場合、①と②は年末調整で手続きできます。</p>			
必要書類等	<p>①障がい者手帳 ②共済掛金の領収書 ③ストマ用装具購入に係る領収書、ストマ用装具使用証明書</p>			
窓 口 (問合せ)	<p>所得税：竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303 県民税及び市民税：税務課 ※勤務先の給与担当者(①と②のみ)</p>			

2) 市県民税の非課税

本人が障がい者の場合、前年の所得が135万円までは非課税になります。

手 続	障害者控除の手続をすることで兼ねています。
窓 口	税務課

3) 相続税の障害者控除

相続人が障がい者の場合、相続税額から障害者控除を差し引くことができます。

障がい者の方	85歳に達するまでの年数×10万円
特別障がい者の方	85歳に達するまでの年数×20万円
窓 口	竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303

4) 贈与税の非課税

特別障がい者を受益者として、信託会社等に財産の信託をした場合、信託受益券の価額のうち一定金額までは課税の対象になりません。

窓 口	信託会社等、竜ヶ崎税務署 電話 0297-66-1303
-----	------------------------------

5) 預貯金等の利子の非課税

銀行預金等及び公債の元本が各々350万円を限度として、障がい者が一定の手続をして預け入れをした場合、利子が非課税になります。

窓 口	ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社等の金融機関
-----	---------------------------

6) 個人事業税の減免等

個人で事業を営む方が障がい者の場合、事業税が減免または非課税になります。

事業の内容	減免等の内容
視覚障がい者（両眼の矯正視力が0.06以下）が営むあんま、マッサージ、はり、灸、柔道整復等の医業に類する事業	非課税
身体障がい者が営む事業で、前年の所得が一定金額以下	税額の2分の1を減免
窓 口	土浦県税事務所 電話 029-822-7212

7) 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税の減免

次の場合、自動車税・軽自動車税が全額減免になります。（対象となる障がい区分・等級は下表の通り） **※減免手続きを行なう際は、事前に必ずご相談ください**

要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者本人が運転する場合 ・ 障がい者と生計を一にする方が、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合 ・ 障がい者のみの世帯または障がい者と未成年者もしくは70歳以上の高齢者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が週に3日以上、障がい者の通学、通院、通所または生業のために運転する場合（対象自動車は該当する世帯の方が所有するものに限る。） ・ 障がい者が福祉施設等に入所している場合は、障がい者と生計を一にする方が障がい者を週に1回（月に4回）は一時帰宅や通院のために運転をしていること ・ 手帳の交付日が、自動車税（種別割）では申請する年の3月31日以前、自動車税（環境性能割）では自動車の登録の日以前である場合 <p>※減免を受けられる自動車は障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限られます。 ※自動車税の減免申請は当該年度の申請時期を経過すると減免できません。期限を過ぎた申請を行った場合は、翌年度からの取扱いとなりますのでご注意ください。</p>
----	---

手続	自動車の運転者、所有者が共に障がい者本人の場合		県税事務所で手続きしてください。 減免申請書、障がい者手帳、免許証、印かん、車検証、納税通知書(普通徴収の方)
	生計同一者が運転者若しくは所有者の場合		県税事務所で手続きしてください。 減免申請書、障がい者手帳、生計を一にすることを示す書類、免許証、印かん、車検証、納税通知書(普通徴収の方)
	常時介護者が運転者の場合		健幸長寿課で常時介護証明の発行を受けてから、県税事務所で手続きしてください。 減免申請書、障がい者手帳、通院・通学・通勤証明書、免許証、印かん、車検証、住民票(障がい者及び運転者が記載されているもの)、納税通知書(普通徴収の方)
	福祉施設に入所している場合		県税事務所で手続きしてください。 減免申請書、障がい者手帳、免許証、印かん、車検証、納税通知書(普通徴収の方)、福祉施設の発行する証明書、障がい者の住民票、扶養関係を示す書類(マイナ保険証等、源泉徴収票、施設入所の申込書等)
	軽自動車税の場合		税務課で手続きしてください。 障がい者手帳、免許証、印かん、車検証、納税通知書
	生計を一にすることを示す書類(発行3箇月以内のもの)	同居の場合	世帯全員(障がい者を含む)の住民票
		同居していない場合	障がい者の住民票、被扶養者としていることを示すもの(マイナ保険証等、源泉徴収票、確定申告書の写し等) ※被扶養者としていない場合(下記の書類を添付) 障がい者と納税義務者の続柄を示す戸籍謄本(3親等以内) 生計同一確認書(半径2km以内に居住している書類)
	窓口	・土浦県税事務所 電話 029-822-7205、自動車税分室 電話 029-842-7812 ・常時介護証明の発行：健幸長寿課 ・軽自動車税：税務課	

＜対象になる障がい区分・等級＞

障がい区分	運転者区分	本人が運転する場合	生計同一・常時介護者が運転する場合
視覚		1～4級	左に同じ
聴覚		2・3級	
平衡機能		3級	
音声機能		3級(喉頭摘出に限る)	
上肢不自由		1・2級	
下肢不自由		1～6級	1～3級
体幹機能		1～3級・5級	1～3級
胸郭成形術による胸郭の変形		1～3級・5級	1～3級
脳病変による運動機能		1・2級	左に同じ
脳病変による移動機能		1～6級	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸機能		1・3級	
免疫機能		1～3級	
知的障がい		療育手帳 ㉠・A	左に同じ
精神障がい		精神障がい者保健福祉手帳1級(自立支援医療費受給者証又は医療福祉費受給者証(マル福)を所持している場	左に同じ

※身体障がいの場合、減免の可否は手帳の総合等級ではなく障がい区分ごとの等級で判断されます。(例：総合等級2級の方で内訳が上肢3級、心臓4級の場合は該当しません)

10. その他の福祉

1) いばらき身障者等用駐車場利用証制度

身体障がい者等が自ら又は家族などの運転する車に同乗するとき、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際、利用証を掲示することにより駐車しやすくなります。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳を所持している方（視覚障がい4級以上、聴覚機能障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい〔上肢2級以上・移動6級以上〕、内部障がい4級以上） ・療育手帳を所持している方（ただし、BまたはCの場合は、所持している方が2人以上いる世帯） ・精神障がい者保健福祉手帳（1級）を所持している方 ・一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患受診券を交付された方 ・介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」の認定を受けた方 ・母子健康手帳交付者（妊娠7ヶ月から産後6ヶ月までの方。ただし、多胎の場合は妊娠6ヶ月から産後1年6ヶ月までの方。） ・医師の診断書等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方。
手続	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳等を持参
窓口	健幸長寿課（障がい者、介護認定者）・保健センター（母子）
備考	車内のルームミラーに掲げて使用。対象者1人につき1枚交付。 茨城県内全域で利用が可能。

2) ヘルプマーク・ヘルプカードの交付

「ヘルプマーク・ヘルプカード」は、内部障がい、発達障がい、妊娠初期など外見からは援助や配慮を必要とすることが分からない人が身に付けることで、援助や配慮の必要性を周囲の人に知らせるものです。

対象者	<p>市内に住所を有する方で次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由、内部障がい、聴覚障がい、視覚障がい、音声機能・言語機能障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、難病、妊産婦など
手続	身体障がい者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、母子手帳など、申請事由の確認できるもの
窓口	健幸長寿課

3) 避難行動要支援者登録制度

市は、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿等を作成し、災害時の避難支援等に役立てるため、自治会・町内会、民生委員児童委員等の避難支援等関係者に名簿等の提供を行っています。なお、名簿等の提供は、避難行動要支援者の同意に基づいて行います。また、災害時には、法律に基づき名簿等の提供に不同意の方の情報も提供されます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の要介護3・4・5の方 ・身体障がい者手帳1、2級所持者 ・療育手帳㊦、A所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級所持者 ・介護保険の要介護1・2で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMの方 ・災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方
窓口	社会福祉課 社会福祉グループ

4) 利用料が免除される県の都市公園施設

下記の有料公園施設の観覧料や使用料等が全額又は半額免除になります。

<利用方法：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持参してください>

都市公園名	電話番号	施設名
偕楽園	029-244-5454	好文亭
弘道館公園	029-231-4725	弘道館
堀原運動公園	029-251-8444	大道場、柔道場・剣道場、弓道場、競技場、野球場、会議室・小会議室
笠松運動公園	029-202-0808	陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスコート、球技場、野球場、児童スポーツ広場、室内水泳プール、アイススケート場、トレーニングルーム、登はん競技場、アーチェリー場、会議室
砂沼広域公園	0296-43-6661	テニスコート、多目的広場
洞峰公園	029-852-1432	室内水泳プール
ヒロサワ県西総合公園	0296-57-5631	テニスコート、多目的運動場、体育室、バーベキュー場、野外ステージ、ターゲットバードゴルフ場、会議室
大子広域公園	0295-72-6100	室内水泳プール、オートキャンプ場

※ 障がいの種類及び等級によって、該当しない場合がありますので詳しくは各施設にお問合せください

5) NHK受信料の減免

全額免除		半額免除	
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳を持っている方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ・知的障がい者と判定された方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合 ・精神障がい者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯で世帯構成員全員が市民税非課税の場合 		<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が視覚又は聴覚障がいの身体障がい者手帳所持者 ・世帯主が1級・2級の身体障がい者手帳所持者（視覚、聴覚障がい以外） ・世帯主が重度の知的障がい者と判定された方（㊤、A程度） ・世帯主が1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・世帯主が特別項症～第1款症の戦傷病者手帳所持者 	
手続	手帳、印かん		
窓口	健幸長寿課		
問合せ	NHK水戸放送局 営業部受信料担当 電話 029-232-9811		

6) 住民票等証明書の手数料免除

障がい者手帳を交付された方に係る証明及び閲覧等を申請された場合、手数料を全額免除しております。

対象者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者
手続	本人または生計同一の方が申請の際、申請書と一緒に障がい者手帳（原本）を提示
窓口	総合窓口課・税務課等

7) 駐車禁止除外車の指定

道路標識等により駐車を禁止されている道路で、その駐車禁止の適用を除外するための申請です。

対象車両	身体障がい者手帳等の交付を受けている歩行困難な方が使用中の車両
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者手帳所持者 ・ 療育手帳所持者 ・ 精神障がい者保健福祉手帳所持者 ・ 戦傷病者手帳所持者 ・ 色素性乾皮症患者
手 続	障がい者手帳、戦傷病者手帳又は色素性乾皮症患者と証明する書類、運転免許証
窓 口	取手警察署 取手市桑原 955-1 電 話 0297-77-0110

8) 身体障害者結婚相談所

専門の相談員が身体障がい者の方の結婚相談に応じています。また、交流会の開催も行っております。

対 象 者	身体障がい者手帳を持っている方
窓 口	茨城県身体障害者福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町 1918 番地 セキショウ・ウエルビーイング福祉会館内 電話 029-243-7010 FAX 029-243-7018

9) 郵便料金の免除

盲人用郵便物を郵送する場合は、無料で送ることができます。

対 象 物	<ul style="list-style-type: none"> ①点字のみを掲げた郵送物 ②盲人の方若しくは当社の指定を受けた施設が次に掲げる物を内容とする郵便物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 盲人の方のための通信文または録音物を含むあらゆる形態の著述物 ・ 特別に適応したコンパクト・ディスク、点字用具、点字腕時計、白い杖および録音装置のように視覚障害を克服する上で盲人を支援するために作成されまたは適用された各種の器具または用具
問 合 せ	郵便局窓口

10) 郵便による投票

次の要件に該当し、郵便等投票証明書の交付を受けている方は、郵便等による不在者投票を行うことができます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢／体幹／移動機能の障害の程度が1級又は2級の方 ・心臓／じん臓／呼吸器／ぼうこう／直腸／小腸の障害の程度が1級又は3級の方 ・免疫／肝臓の障害の程度が1級から3級の方 ○戦傷病者手帳をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・両下肢／体幹の障害の程度が特別項症から第2項症の方 ・心臓／じん臓／呼吸器／ぼうこう／直腸／小腸／肝臓の障害の程度が特別項症から第3項症の方 ○介護保険の被保険者証をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方 <p>※郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として要件に該当する方は、代理記載制度を利用することができません（事前に届出が必要）。</p>
手 続	<p>郵便等による不在者投票には、郵便等投票証明書が必要になります。投票に先立って、証明書の交付を希望する方は、郵便等投票証明書交付申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証のいずれかを添えて請求してください。</p> <p>証明書の有効期間は交付の日から7年間（「要介護5」の方は当該認定の有効期間の末日まで）です。</p> <p>投票の際は、投票用紙及び投票用封筒交付の請求書を郵便投票証明書とともに守谷市選挙管理委員会（守谷市以外に名簿登録されている方は、登録地の選挙管理委員会）へ提出してください。</p>
窓 口	守谷市選挙管理委員会（守谷市役所総務課内）

11) 携帯電話基本料金等の割引

障がい者の方のコミュニケーション手段として携帯電話の利用増加を受け、更なる普及のため、割引サービスを導入しました。

対 象 者	・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者 等
内 容	基本使用料50%割引など ※会社によりサービスが異なります
窓 口	各会社の携帯電話取扱い店

12) 「いこいの郷 常総」の利用料金の割引

障がい者手帳を所持している方が「いこいの郷 常総」の温浴施設を利用する場合、利用料金が下記の通り割引されます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者 	
利用料金	障がい児（小・中学生）	無料
	障がい者（小・中学生以外）	310円
問 合 せ	いこいの郷 常総 守谷市大木1468 電 話 0297-48-3217	

※その他県内施設にて「障がい者福祉のしおり」に記載されていない割引もあるため、それぞれの窓口へお問い合わせください

1.1. 主な相談の窓口

1) 各種相談機関

名 称	内 容
守谷市役所 健幸長寿課 (地域共生グループ)	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳の申請 補装具費の支給及び日常生活用具の給付 自立支援医療(精神通院・更生・育成医療)の申請 特別児童扶養手当及び特別障がい者手当等の申請 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等の申請 その他、障がい者施策に関する申請及び相談 〒302-0198 守谷市大柏 950-1 電話 0297-45-1111 FAX 0297-45-6527
守谷市総合教育支援センター	家庭や学校はもとより、関係機関が連携して、お子さまの健やかな成長をサポートするための相談窓口です。 開設日時：毎週 月～金曜日 9:00～16:30 〒302-0101 守谷市板戸井 2418 もりや学びの里 電話 0120-78-3018、0297-46-2341 適応指導教室「はばたき」 電話 0297-45-2655
守谷市社会福祉協議会	市民の福祉意識の向上や、地域福祉活動の推進を行っています。 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等の育成、調整、助成 生活福祉資金の貸付 その他各種相談など 〒302-0116 守谷市大柏 954-3 いきいきプラザ・げんき館 電話 0297-45-0088 FAX 0297-48-5554
茨城県福祉相談センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者の医学的・心理的及び職能判定を行うとともに、必要に応じて補装具の処方や適合判定を行い、また身体障がい者が最も効果的に自立、社会復帰などできるよう指導しています。 18歳以上の知的障がい者を対象に、相談や医学的・心理的及び職能的判定を行い、必要な助言・指導を行っています 〒310-0011 水戸市三の丸 1-5-38 電話 029-221-0800(代) FAX 029-221-0811
土浦児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きを行っています。 〒300-0812 土浦市下高津 3-14-5 電話 029-821-4595(代)
竜ヶ崎保健所	母子医療(育成・養育)、特定疾患、精神保健、感染症(エイズ等)などについての総合的な相談や指導を行っています。 〒301-0822 龍ヶ崎市 2983-1 電話 0297-62-2161 FAX 0297-64-2693
常総公共職業安定所 (ハローワーク常総)	障がい者の職業相談・職業紹介や就業後のアフターケアを、障がい者職業相談員がケースワーク方式により行っています。 〒303-0034 常総市水海道天満町 4798 電話 0297-22-8609
茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ	聴覚障がい者の各種相談・研修・講習等を実施し、字幕入りビデオテープの貸出や手話通訳者・要約筆記者の養成、派遣を行っています。 〒310-0844 水戸市住吉町 349-1 電話 029-248-0029 FAX 029-247-1369

名 称	内 容
茨城障害者職業センター	公共職業安定所の職業紹介業務と密接な連携を保ち、障がい者の就職のための相談や、評価、職業準備訓練、事業主支援などを行います。 〒309-1703 笠間市鯉淵 6528-66 電 話 0296-77-7373 F A X 0296-77-4752
茨城県立点字図書館・視覚障害者福祉センター	視覚障がい者のための各種相談、点字・録音図書の出版、貸出をはじめ点訳・朗読奉仕員などのボランティアの養成も行っています。 〒310-0055 水戸市袴塚 1-4-64 電 話 029-221-0098 F A X 029-221-0234
茨城県発達障害者支援センターCOLORSつくば	発達障害児（者）への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、さまざまな相談に応じ、助言や指導を行います。 〒300-1245 つくば市高崎 802-1 電 話 029-875-3485 F A X 029-875-3486
土浦年金事務所	年金の請求や手続きの相談等、年金に関する業務を行います。 〒300-0823 土浦市小松 1-3-33 ハトリビル1・2階 電 話 029-825-1170 来訪相談の予約 0570-05-4890
茨城県精神保健福祉センター	精神保健の相談、不登校・摂食障がいなどの思春期相談、アルコールや薬物に関する相談を行っています。（相談はすべて予約制です。） 〒310-0852 水戸市笠原町 993-2 電 話 029-243-2870 F A X 029-244-6555
障害者なんでも相談室 （障害者 110 番）	障がい者や家族又は福祉施設の関係者などが抱えている福祉、就労や権利擁護、財産管理などの問題について専任の相談員がお答えします。 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館内 電 話 029-244-9588 F A X 029-244-9588

2) 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、設置された機関です。障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談を受け、障がい者の安定した生活や社会参加を支援します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者（発達障がいを含む） ・心身の障がいや社会的な障壁により、日常生活・社会生活を送ることが困難で援助が必要な方 ※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます ※障がいのある18歳未満の児童も含まれます
虐待種類	<ul style="list-style-type: none"> ・家族などの養護者による虐待 ・障がい者福祉施設従事者などによる虐待 ・障がい者を雇用している事業主などによる虐待
虐待内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・放棄・放任・経済的虐待
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の一時的な保護（家族など養護者からの分離） ・障がい者の一時的な保護が必要ない場合における支援（医療機関受診等） ・虐待を行なっている家族など養護者への支援
窓 口	健幸長寿課

1 2. 相談制度

1) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、自らも地域住民の一員として、高齢者や障がいのある方の見守り、子どもたちへの声かけなどを行い、社会福祉の増進に努めています。

窓 口	社会福祉課
備 考	民生委員児童委員の連絡先については、社会福祉課へお問い合わせください

2) 身体障がい者・知的障がい者相談員

障がい者の更生相談のため、市が選任した民間の協力者です。障がい者又はその家族の方からのいろいろな相談に応じ、必要な指導や援助を行っています。

窓 口	健幸長寿課
備 考	相談員の連絡先については、健幸長寿課へお問い合わせください

3) こどもの発達相談

相談の内容・窓口	
医療的なことに関する相談	愛正会記念 茨城福祉医療センター 水戸市元吉田町 1872-1 電話 029-353-7171(予約制) ・小児科的治療、整形外科的治療、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などにより、こどもの病気や発達上の問題について治療や助言を受けることができます。
	茨城県立こども病院 水戸市双葉台 3-3-1 電話 029-254-1151(要紹介状、予約制) ・乳幼児の疾患について全般的に扱う医療機関です。心理外来も設置されています。
教育、保育に関する相談	守谷市役所おやこ保健課（守谷市保健センター） 守谷市本町 631-1 電話 0297-48-6000 FAX 0297-48-6319 ・3～4か月、1歳6か月、3歳5か月時の集団健診を通して発育の状態を確認します。健診時には、小児科医・保健師・家庭児童相談員などから助言を受けることができます。また、随時、保健師などが養育上の相談に応じています。
	土浦児童相談所 土浦市下高津 3-14-5 電話 029-821-4595 FAX 029-822-0855 ・個別相談や観察を通して、養育・保育上のさまざまな相談に応じています。
	家庭児童相談室 守谷市御所ヶ丘 5-25-1 守谷市市民交流プラザ内 電話 0297-45-2314 ・0歳から18歳までのこどもに関する家庭での幅広い問題について相談に応じています。
	守谷市適応指導教室「はばたき」 守谷市板戸井 2418 もりや学びの里内 電話 0297-45-2655 ・諸事情で学校に行けない児童・生徒と保護者の相談や通級に応じています。
	守谷市こども療育教室 守谷市板戸井 1977 番地の 2 電話 0297-47-0220 FAX 0297-47-0221 ・就学前で発達に遅れがあるとみられるこどもが保護者ととともに週1～2回通い、遊びなどを通して発達を促すための活動を行っています。個別の相談も行っています。

13. スポーツ・文化

1) スポーツ大会

	内 容	問合せ
障害者 スポーツ大会	県内の障害者のスポーツを通じた自立と社会参加を推進するとともに、県民の障害者に対する理解と認識を深めることを目的とする。	茨城県保健福祉部障害福祉課企画担当 茨城県障害者スポーツ・文化協会 (障害福祉課内) 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 電 話 029-301-3375 F A X 029-301-3378

2) 文 化

	内 容	問合せ
ナイスハートふれあいフェスティバル	12月3日から12月9日までの障がい者週間の行事として、障がい者による文化活動の発表及び作品等の展示を行い、障がい者の福祉の向上と県民の障がい者に対する理解を深めます	茨城県保健福祉部障害福祉課企画担当 茨城県障害者スポーツ・文化協会 (障害福祉課内) 〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 電 話 029-301-3375 F A X 029-301-3378

3) 機能回復訓練

	内 容	問合せ
山の集い・銀輪のつどい	大自然の中で機能回復訓練をかねて1日を過ごし相互の友愛を深めます。	茨城県身体障害者福祉協議会 〒310-0851 水戸市千波町 1918 セキショウ・ウェルビーイング 福祉会館内 電 話 029-243-7010 F A X 029-243-7018

14. 障がい程度等級表 身体障がい者手帳障がい程度等級表（その1）

級別		1級	2級	3級	4級
障がい	視覚	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/四視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/二視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
	聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障がい	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
	平衡機能障がい			平衡機能の極めて著しい障がい	
	音声機能障がい			音声機能言語機能又はそしゃく機能のそう失	音声機能言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい
肢体不自由	上肢機能障がい	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい
	下肢機能障がい	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	障がい	体幹の機能障がいにより座っていることができないもの	1 体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	
	脳脊髄障害による運動機能障がい	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極めて制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が極めて制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

身体障がい者手帳障がい程度等級表（その2）

5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	
	1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障がい		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 一下肢の機能の軽度の障がい 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
体幹の機能の著しい障がい		
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

【備考】

1 同一の等級について 2 つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障がい得に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。

2 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいがある場合、2 以上重複する場合は、6 級とする。

3 異なる等級について 2 以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。

4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものをいう。

5 「指の機能障がい」とは、中指指骨間関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

身体障がい者手帳障がい程度等級表（その3）

級別		1級	2級	3級	4級
内 部 障 が い	心臓機能障がい	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障がい	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障がい	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障がい	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障がい	肝臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

○療育手帳の障がい程度の判定等

障がいの程度は、次の基準により最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障がいの程度の記載欄には、最重度の場合は「A」、重度の場合は「B」、中度の場合は「C」、軽度の場合は「D」と表示するものとする。

(1) 最重度「A」

知能指数がおおむね 20 以下「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「身障法」という。）第 15 条第 4 項の規定により、身体障がい者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第 5 号に定める身体障がい者障がい程度等級表（以下「等級表」という。）の 1 級又は 2 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 35 以下」と判定された者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度のもの。

(2) 重 度「B」

知能指数がおおむね 35 以下（身障法第 15 条第 4 項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第 5 号に定める等級表の 1 級、2 級又は 3 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 50 以下）と判定された者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度のもの。

(3) 中 度「C」

知能指数がおおむね 36 以上 50 以下（身障法第 15 条第 4 項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けた者で、施行規則別表第 5 号に定める等級表の 4 級に該当する障がいを有する者については、知能指数がおおむね 51 以上 60 以下）と判定されたもの。

(4) 軽 度「D」

上記の要件に該当しない者で、知能指数がおおむね 70 以下と判定されたもの。

○精神障がい者保健福祉手帳の障がい程度の判定等

障がいの程度は、次の基準により 1 級・2 級・3 級に区分しています。

この手帳は、精神疾患を有する者（精神障がい者：統合失調症、躁うつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病及びその依存症、器質性精神病及びその他の精神疾患の全てが対象）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活の制約がある者を対象にしています。なお、知的障がいについては、療育手帳制度がありますので対象にはなりません。ただし、知的障がい以外の精神疾患を併せて有しており、下記の等級の状態である場合は手帳の交付対象となる場合があります。

(1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の者


(2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の者

(3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度の者

15. 所在地一覧

名 称	住 所	電 話 番 号
守谷市役所	守谷市大柏 950-1	TEL 0297-45-1111
		Fax 0297-45-6527
守谷市保健センター	守谷市本町 631-1	TEL 0297-48-6000
		Fax 0297-48-6319
守谷市障がい者福祉センター (ひこうせん)	守谷市板戸井 1977-2	TEL 0297-45-9801
		Fax 0297-45-9802
守谷市こども療育教室	守谷市板戸井 1977-2	TEL 0297-47-0220
守谷市社会福祉協議会	守谷市大柏 954-3	TEL 0297-45-0088
		Fax 0297-48-5554
茨城県県南県民センター地域福祉室	土浦市真鍋 5-17-26	TEL 029-822-7217
茨城県福祉相談センター (身体・知的障害者更生相談所)	水戸市三の丸 1-5-38	TEL 029-221-0800
		Fax 029-221-0811
土浦児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	TEL 029-821-4595
竜ヶ崎保健所	龍ヶ崎市光順田 2983-1	TEL 0297-62-2161
土浦年金事務所	土浦市小松 1-3-33 ハトリビル 1・2階	TEL 029-825-1170
土浦県税事務所	土浦市真鍋 5-17-26	TEL 029-822-7176
ハローワーク常総	常総市水海道天満町 4798	TEL 0297-22-8609
茨城障害者職業センター	笠間市鯉淵 6528-66	TEL 0296-77-7373
障害者就業・生活支援センター かすみ	土浦市真鍋新町 1-14	TEL 029-827-1104
エスポワール(旧守谷共同作業所)	守谷市本町 622-2	TEL 0297-48-5533
取手警察署	取手市桑原 955-1	TEL 0297-77-0110
守谷地区交番	守谷市中央 1-19-8	TEL 0297-46-0110
久保ヶ丘交番	守谷市久保ヶ丘 1-19-5	TEL 0297-48-0110
南守谷交番	守谷市けやき台 2-19	TEL 0297-45-0110
守谷消防署	守谷市御所ヶ丘 4-1-2	TEL 0297-46-0119

●聴覚・言語機能障がい者の110番通報

対話式メール110番	茨城県内で事故や事件にあったときに、携帯電話などを 利用して文字の対話により警察へ緊急通報(110番通報) するシステムです。 アドレス… http://ibaraki110.jp/ QRコードは通報画面に繋がります。 取扱いにご注意ください。	対話式メール110番 アドレス(URL) 
FAX110番	茨城県内で事故や事件にあったときに、ファクシミリを利用して文字に より警察へ緊急通報(110番通報)することができます。 FAX番号…「#7412」又は「029-301-6110」	

守谷市役所 健幸福祉部 健幸長寿課

〒302-0198

茨城県守谷市大柏 950-1

☎ 0297-45-1111(代表)

茨城県福祉部 障害福祉課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978-6

☎ 029-301-1111(代表)